

## 条 例

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第九号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（浄化槽管理士に対する研修）

第九条の二 浄化槽保守点検業者は、その浄化槽管理士に、知事の指定する者（以下「指定研修機関」という。）が行う浄化槽管理士に対する研修（以下「研修」という。）を第二条第二項に規定する有効期間が満了するまでの間に少なくとも一回以上受けさせなければならない。ただし、規則で定める浄化槽管理士については、この限りでない。

2 前項の規定は、浄化槽保守点検業者が自ら浄化槽管理士である場合について準用する。この場合において、「浄化槽保守点検業者は、その浄化槽管理士に」とあるのは「自らが浄化槽管理士である浄化槽保守点検業者は」と、「受けさせなければ」とあるのは「受けなければ」と読み替えるものとする。

第十三条の次に次の九条を加える。

（指定研修機関の指定）

第十三条の二 指定研修機関の指定は、規則で定めるところにより、研修を行うおとする者の申請により行う。

2 知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定研修機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、研修の実施の方法その他の事項についての研修の実施に関する計画が研修の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の研修の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 知事は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定研修機関の指定をしてはならない。

一 申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者であるとき。

二 申請者がその行う研修に関する業務（以下「研修業務」という。）以外の業務により研修業務を公正に実施することができないおそれがあるとき。

三 申請者が第十三条の八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

四 申請者の役員のうち、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があるとき。

(事業計画の認可等)

第十三条の三 指定研修機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第九条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定研修機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。

(研修業務規程)

第十三条の四 指定研修機関は、研修業務の開始前に、研修業務の実施に関する規程（以下この条及び第十三条の八第二項第三号において「研修業務規程」という。）を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 研修業務規程には、研修を行う時間、場所及び方法その他の規則で定める事項を定めなければならない。

3 知事は、第一項の認可をした研修業務規程が研修業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定研修機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第十三条の五 指定研修機関は、規則で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに研修業務に関する事項で規則で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第十三条の六 知事は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定研修機関に対し、研修業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(研修業務の休廃止)

第十三条の七 指定研修機関は、知事の許可を受けなければ、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第十三条の八 知事は、指定研修機関が第十三条の二第三項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 知事は、指定研修機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十三条の二第二項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十三条の三又は前条の規定に違反したとき。

三 第十三条の四第一項の認可を受けた研修業務規程によらないで研修業務を行つたとき。

四 第十三条の四第三項又は第十三条の六の規定による命令に違反したとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

（指定等の条件）

第十三条の九 第九条の二第一項、第十三条の三第一項、第十三条の四第一項又は第十三条の七の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（公示）

第十三条の十 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第九条の二第一項の規定による指定をしたとき。

二 第十三条の七の規定による許可をしたとき。

三 第十三条の八の規定により指定を取り消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

## 附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から起算して三年を経過する日までの間に登録の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第九条の二の規定は、適用しない。